

平成 24 年 8 月 23 日

資料 2 決算書の説明

平成 23 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

平成 23 年度の医療費の動向及び決算概要について、ご説明申し上げます。

医療費の動向といたしまして、一般被保険者及び退職被保険者等を合わせた療養給付費が、前年度と比べて約 1.5%増加しております。前年度が 3%の伸びであり、安定した医療費の動向となっています。

しかし、高齢化の進展と医療技術の高度化、並びに受診率の上昇等が医療費の伸びに影響しているものと分析しており、今後とも医療費の動向に留意したいと考えます。

医療費の増加抑制のため、平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」により全保険者に義務付けられた「特定健診・特定保健指導」を実施し、40 歳以上の方の生活習慣病予防に努めております。

また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及を促進し、費用負担抑制に繋げる目的で、「ジェネリック医薬品希望カード」付きの啓発リーフレットを被保険者に配布しております。

次に、決算概要でございますが、22 年度と比較し、歳入面で、国庫支出金、県支出金がそれぞれ約 6,800 万円、3,500 万円の増となっておりますが、前期高齢者交付金が約 4,700 万円の減、繰越金が約 9,000 万円の減などにより、全体で約 5,200 万円の減となっております。

歳出面では、保険給付費が約 3,400 万円の増、後期高齢者支援金が約 1 億 1,400 万円の増となっておりますが、一般会計繰出金が約 1 億 7,200 万円の減などにより、全体で約 670 万円の微減となっております。

23 年度の歳入歳出決算額は、歳入総額 32 億 634 万 3,099 円に対し、歳出総額は 30 億 8,180 万 2,044 円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた収支差引額は 1 億 2,454 万 1,055 円となり、この額を 24 年度に繰越します。

また、23 年度において財政調整基金から生じた利子 134,014 円と任意積立 2,766 万 1,747 円の計 2,779 万 5,761 円を基金に積立て、23 年度末の国保財政調整基金残高は 1 億 431 万 3,000 円となっております。

引き続き、決算書の説明を申し上げます。

21. 22 ページの歳出から説明いたします。

款 1 総務費 項 1 総務管理費 目 1 一般管理費は、国保事業の運営に要する人件費並びに事務処理に要する経常的な経費であります。

前年度に比べて約 38 万円増加しておりますが、主な要因は、兵庫県国保連合会独自のシステムを全国版の国保総合システムに改修されることに伴い、本町と国保連合会との間での情報伝達がオンライン化されることとなり、本町側改修経費としての国保連総合システム改修委託料 294 万円を支出したことによるものであります。

また、目 2 連合会負担金につきまして、先ほどの県国保連合会独自のシステムを全国版の国保総合システムに移行するための国保連合会側の経費として、保険者の規模に応じた負担金 72 万 3 千円を支出しております。

23. 24 ページをお願いいたします。

項 2 徴税费 目 1 賦課徴収費は、国保税の賦課徴収事務に要する経常的な経費であります。支出済額は 362 万 1, 678 円であり、昨年度より約 50 万円増加しております。主な要因は、当初の納税通知書及び納付書の発送時に税率変更説明チラシを同封したため、郵送単価が上昇したためであります。

款 2 保険給付費につきましては、目 1 一般被保険者療養給付費は 16 億 2, 190 万 8, 249 円で、前年度より保険者負担分は 889 万 1, 151 円減少しております。入院外(通院)において件数・費用額が、調剤において件数・日数・費用額とも前年度より増加となっているものの、入院において件数・日数・費用額とも前年度より大きく減少しております。主に一般被保険者の減によるものと考えています。

目 2 退職被保険者等療養給付費は、2 億 2, 083 万 8, 318 円で、前年度より保険者負担分は 3, 654 万 6, 096 円増加しております。主に退職被保険者等の増によるものと考えています。

入院・入院外・歯科・調剤・食事療養・訪問看護のすべての項目について、件数・日数・費用額とも前年度より増加しております。

一般被保険者、退職被保険者等を合わせた療養給付費全体では、本年度は 18 億 4, 274 万 6, 567 円で、前年度より 2, 765 万 4, 945 円増加しております。

25. 26 ページをお願いいたします。

項 2 高額療養費 目 1 一般被保険者高額療養費は、1 億 8,143 万 3,288 円で、前年度より件数では 166 件の増、保険者負担分では 740 万 798 円の増となっております。

目 2 退職被保険者等高額療養費は、2,934 万 7,513 円で、前年度より件数で 62 件の増、保険者負担分で 679 万 3,079 円の増となっております。

項 4 出産育児諸費 目 1 出産育児一時金の件数は、31 件で、前年度より件数で 13 件の減、567 万円の減となっております。

27.28 ページをお願いいたします。

項 5 葬祭諸費 目 1 葬祭費の件数は、50 件で、前年度より件数で 1 件の増、5 万円の増となっております。

款 2 保険給付費全体としまして、前年度より約 3,400 万円の増となっておりますが、この要因としまして、一人当たり年間受診件数が 15.29 回に増えたことによる受診率の上昇や医療技術の高度化が影響しているものと分析しております。

款 3 後期高齢者支援金等 目 1 後期高齢者支援金につきましては、全ての 75 歳以上の方が加入する「後期高齢者医療制度」による保険事業に対し、国保を含む全ての保険者が公平に財政負担するための経費で、3 億 7,223 万 6,159 円支出しております。前年度より 1 億 1,373 万 4,249 円の増となっております。

この支援金は、概算医療費を基に仮計算され、確定医療費で 2 年後に精算される仕組みとなっております。

この大幅な増の要因は、平成 22 年度は制度開始から 2 年を経過し、この精算が始まったことにより 21 年度より約 9,500 万円の減となったことによるもので、平成 23 年度は 21 年度の概算額と確定額の差が落ち着いたことにより増となっているものです。今後は、この程度の精算額で落ち着くものと考えています。

款 4 前期高齢者納付金等 目 1 前期高齢者納付金につきましては、後期高齢者支援金等と同様に、全ての 65 歳から 74 歳の前期高齢者に係る医療費負担の偏在を保険者間で財源調整する制度であり、退職者が大量に加入する国保に比べ、現役世代の加入が多い社会保険側の納付額が大きいことから、国保の負担は少なくなります。23 年度は 106 万 6,212 円支出しております。

29.30 ページをお願いいたします。

款 6 介護納付金は、第 2 号被保険者 1 人当たりの負担額 5 万 4,191 円に第 2 号被保険者数 2,912 人を乗じた概算額 1 億 5,780 万 4,192 円に前々年度の精算額と調整金額を差し引いた額 1 億 5,266 万 894 円を納付しております。

款 7 共同事業拠出金 目 1 高額医療費拠出金 5,972 万 5,798 円は、平成 18 年 10 月に創設された、高額医療が多発した保険者の財政負担を相互支援するため、予め全保険者で一定額を拠出し、対象医療費に応じた額が交付される高額医療費共同事業に係る拠出金であります。金額は、一般被保険者の医療費に係る拠出対象額の合計額に、前々年度及びその直前の 2 ヶ年度の基準拠出対象額を合算した額を基に算出した、県下における太子町の拠出率を乗じた額であります。高額医療費共同事業の対象医療費はレセプト 1 件 80 万円を超えるものが対象で、拠出金の額は前年度より 1,122 万 4,599 円増加しております。

目 2 保険財政共同安定化事業拠出金は、高額医療費拠出金と同様に算出し、医療費按分と被保険者数按分により、それぞれの太子町の拠出率を乗じて得た額 2 億 7,863 万 8,464 円であります。拠出金の額は前年度より 791 万 6,429 円増加しております。保険財政共同安定化事業の対象となるものは、レセプト 1 件当たり 30 万円を超える医療費であります。

款 8 保健事業費 目 1 保健衛生普及費は、被保険者の健康増進の普及促進を図る目的で支出する経費で、医療費通知に要する経費 146 万 793 円を支出しております。

項 2 特定健康診査等事業費 目 1 特定健康診査等事業費は、平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき全保険者に義務づけられた、特定健診・特定保健指導に係る経費で、1,451 万 9,432 円を支出しております。

特定健診では 1,438 名の被保険者が受診され、そのうち 136 名に特定保健指導を実施しております。前年度と比較して、受診者は同数の 1,438 名でしたが、対象者数が増加したため、受診率は 0.7%減の 24.6%となっております。

31.32 ページをお願いいたします。

款 9 基金積立金は、23 年度において財政調整基金から生じた利子 13 万 4,014 円と任意積立 2,766 万 1,747 円の計 2,779 万 5,761 円を基金に積立て、23 年度末の国保財政調整基金残高は 1 億 431 万 3,000 円となっております。

款 11 諸支出金 項 1 償還金及び還付加算金 目 3 償還金 節 23 償還金・利子及び割引料につきましては、22 年度の医療給付費確定により、一般被保険

者に係る療養給付費等国庫負担金を 2,152 万 3,494 円、退職被保険者等に係る療養給付費等交付金を 671 万 9,276 円、また、実績により、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を 3 万 8,180 円、兵庫県後期高齢者医療広域連合健康診査補助金を 1 万 6,000 円返還しております。

続いて、歳入について説明いたします。

9.10 ページをお願いいたします。

款 1 国民健康保険税の総額は、7 億 6,819 万 6,702 円で、前年度と比較し 976 万 4,409 円の増となっています。一般被保険者と退職被保険者等を合わせて、年度平均で 7 世帯の増、被保険者数 51 人の減となっていますが、平成 23 年度の保険税改定等により現年分調定額で約 1,590 万円、現年分収入済額で約 1,140 万円増加しております。

団塊の世代の退職者の増により、退職被保険者は、世帯、被保険者数とも増となっており、目 2 退職被保険者等国民健康保険税は、前年度より 119 万 3,972 円の増となりましたが、目 1 一般被保険者国民健康保険税は、被保険者の世帯、被保険者数とも減となっているにもかかわらず、857 万 437 円の増となっております。

11.12 ページをお願いいたします。

款 3 国庫支出金 項 1 国庫負担金 目 1 療養給付費等負担金は 4 億 6,654 万 654 円で、前年度比で 5,581 万 5,305 円の増となっています。医療費の増加に伴い、医療費に係る療養給付費負担金は若干増加しています。また後期高齢者支援金負担金につきましては、22 年度は事業初年度であった 20 年度分の精算の影響で大きな減となりましたが、23 年度は精算が落ち着いたことから増加しております。

目 3 特定健康診査等負担金は、特定健診・特定保健指導に係る補助対象経費の 3 分の 1 相当額の 268 万 3,000 円であります。

項 2 国庫補助金 目 1 財政調整交付金は、1 億 954 万 6,000 円で、前年度より 930 万の増となっています。交付率は前年同様の 9 % で、後期高齢者支援金に係る交付金の大幅な増加を受け、普通調整交付金は 806 万 7,000 円増加して

おります。特別調整交付金につきましては、非自発的失業者に対する軽減について交付金対象となったため、前年度より 123 万 3,000 円の増となっています。

目 2 出産育児一時金補助金につきましては、平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間、暫定的に 35 万円から 39 万円に引き上げた被保険者の出産に対する出産育児一時金が、平成 23 年 4 月 1 日以降、この引き上げを恒久化して 39 万円となっています。このため、平成 23 年 3 月までの出産は 1 件につき 2 万円の国庫補助でしたが、平成 23 年度は、激減緩和措置として 1 件につき 1 万円の補助に減額となり、平成 24 年度以降はなくなることとなっています。

13.14 ページをお願いいたします。

目 3 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 25 万 8,000 円は、70 歳から 74 歳までの一般の被保険者の窓口負担割合を引き続き 1 割に据え置くため、負担割合を示す「高齢受給者証」を再交付するために要した事務費に対する補助金であります。

款 4 療養給付費等交付金は、退職被保険者等の保険給付に対して診療報酬支払基金から交付されるもので、2 億 3,830 万 4,000 円であります。前年度より 171 万 7,000 円減少しておりますが、診療報酬支払基金の予測した通知額に基づくもので、退職被保険者等の保険給付費は大幅に増加しており、平成 24 年度で精算交付される予定です。

款 5 前期高齢者交付金は、全ての 65 歳から 74 歳の前期高齢者の医療費負担の偏在を保険者間で財源調整するもので、前年度と比較し 4,700 万 4,704 円減の 8 億 2,330 万 1,118 円となっています。概算額は増えていますが、前々年度の精算額が 22 年度と比べ約 7,200 万円減少したことにより、大幅な減となっています。

款 6 県支出金は、1 億 3,669 万 4,348 円で、前年度より 3,452 万 8,180 円の増となっています。国庫支出金と同様、後期高齢者支援金に係る交付金の大幅な増加を受け、普通調整交付金は 1,674 万 7,000 円増加しております。

15.16 ページをお願いいたします。

款 7 共同事業交付金 目 1 高額医療費共同事業交付金は、レセプト 1 件当たり交付基準額 80 万円を超える高額医療を対象として、事業実施主体である国保

連合会から交付されるものであります。

交付金は4,435万8,127円で、前年度より200万8,690円増加しております。
対象件数は245件で前年度より1件の増であります。

目2 保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト1件当たりの交付基準額30万円を超える医療を対象として、事業実施主体である国保連合会から交付されるものであります。

交付金は2億5,145万4,123円で、前年度より1,532万5,948円減少しております。対象件数は1,472件で前年度より67件の減であります。

款8 広域連合支出金147万1,834円は、国保の特定健診と同時に実施した75歳以上の後期高齢者に係る健康診査に対する広域連合からの支出金であります。内訳としましては、23年度健診受診者270名分の国庫補助金相当分38万5,000円と被保険者数及び受診実績配分による広域連合補助分93万8,000円、及び22年度実績に伴う追加交付11万6,000円、また健診に係る臨時的な特別対策補助金3万2,834円を合わせたものであります。

款10 繰入金は、1億6,801万3,252円で、前年度より289万2,722円の減となっています。主な要因は、出産育児一時金の件数の減により約340万円減少したためであります。赤字補てんであるその他一般会計繰入金はなく、いわゆる法定繰入のみとなっています。

17.18 ページをお願いいたします。

款11 繰越金 目1 療養給付費等交付金繰越金671万9,276円は、22年度に交付された退職被保険者等に係る療養給付費等交付金について、医療費実績が確定した結果、超過交付となった額を23年度において診療報酬支払基金に返還するための繰越金であります。

目2 その他繰越金1億6,337万4,396円は、前年度繰越金の総額から療養給付費等交付金繰越金を除いた額で、前年度より8,528万5,269円減少しております。

歳入総額32億634万3,099円に対し、歳出総額は30億8,180万2,044円で、歳入歳出差引額1億2,454万1,055円を翌年度に繰越しいたします。

平成24年4月に公布された国保法の改正では、平成27年4月1日施行で30万円以上保険財政共同安定化事業の対象医療費をすべての医療費に拡大するとともに、保険者支援制度・高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業の国

保財政基盤強化策を恒久化することとなり、これらの財源として平成 24 年 4 月より、国の定率負担金を 34%から 32%とし、その 2%部分について県の調整交付金を 7%から 9%に引き上げられることとなりました。この影響が本町国保財政にどのような影響があるかは微妙であり、今後の県がどのように配分するかを注視する必要があると考えています。

また、消費税増税で話題となった社会保障と税一体改革関連法案は平成 24 年 8 月に可決され、国保では短時間労働者に対する社会保険の適用拡大について平成 28 年度に実施とされたが、後期高齢者医療制度をどうするかという、国保制度、高齢者医療制度の根幹に関わる制度改正は実質棚上げ状態となっており、今後とも国・県の動向を見守っていきたいと考えます。

さらに、平成 24 年度から診療報酬改定は全体として 0.004%とごくわずかの引き上げとなったが、医科・歯科・調剤の本体部分は 1.38%引上げられており、今後ますます医療費の増大が予想されます。

国民健康保険事業が将来にわたり安定的に運営できるよう、医療費水準に見合う保険税の適正な賦課並びに保険税の収納率向上に努め、保健事業を関係部署と連携しながら医療費の適正化に取り組んで参りたいと考えております。